

第67回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成30年2月14日(水) 午後1時30分～午後3時20分

(2) 場所 福島テルサ3階 中会議室 あづま

(3) 出席者

ア 委員

高野宏之(委員長職務代理者)、小堀健太、今野泰、齋藤玲子、佐藤初美、島田マリ子、新城希子、高島亮

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課長、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

ア 総合評価方式について

(2) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成29年4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成29年8月～平成30年1月分)

ウ 県発注工事における元請下請関係の適正化について

1) 平成29年度下請状況実地調査結果について

2) 県発注工事における建設業者の社会保険加入対策について

エ 平成30年度入札制度の改正点について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第67回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、伊藤委員長が体調不良で御欠席のため、議事進行は、職務代理者である高野委員にお務めいただきます。それでは、高野委員、よろしくお願いいたします。

【高野委員】

それでは、これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、審議事項1件、報告事項が5件でございますが、このうち審議事項ア「総合評価方式について」につきましても、構成かつ円滑な議事運営の観点から、非公開で行いたいと思います。その他の報告事項については公開で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【高野委員】

それでは、始めに審議事項ア「総合評価方式について」ですが、非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

また、非公開部分の議事の概要は、要望があれば、会議終了後に事務局から御説明いたします。

(傍聴者等退席)

—————以下非公開審議—————

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について「概要」を記載)

【委員長職務代理者】

それでは、「福島県における総合評価方式の評価方法等」や前回の委員会で要望しました、「価格逆転の状況」などについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料1」、「資料1-1」、「資料1-2」、「前回資料2-1」、「前回資料2-2」により説明)

【委員長職務代理者】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【委員】

総合評価方式の改正概要について、平成 30 年 3 月になってはいますが、平成 30 年 3 月からという意味なのですか。

【事務局】

正式に決定するのが 3 月で、適用は 4 月からを予定しております。

【委員】

資料 1 の福島県における総合評価方式の評価方法等についての内容というところではないのですが、計画を立てられ、計画どおりなされたかどうか、いわゆる PDCA のチェックミタいな活動は、どのような形でなされているのかを教えてください。

【事務局】

技術提案が実施されたかどうかにつきまして、具体的な評価については、各発注者によって異なりますが、提案についてチェックリストを作って、施工中随時チェックしていくという発注者もありますし、工事を受注して最初に提出してもらった施工計画書の中に入れてもらって、現場監督員がそれをチェックしていくという方法で確認をしていく方法もございます。万が一提案が理由もなく履行されないということであれば、工事成績評定の減点とか、大きいものであれば、入札参加資格制限ということが行われるようになっております。

【委員】

資料 3 の内容と関わりがあるのでしょうか。

【事務局】

資料 3 は、実際に何か悪いことをして措置を受けたものについての一覧表ですので、今回の審議事項とは特に関わりはございません。

【委員】

故意等による粗雑工事ということが、チェックの中で明らかになると、指名停止となったりすることがあり得るということですね。

【事務局】

先ほどの説明で、仮に総合評価方式の施工管理というものが履行されない場合は、資格制限という話がありましたが、今回資料 3 にはたまたまそういうものはありません。仮にそのようなものがあれば、ここに載ってくる可能性はあります。

【委員】

(1) の「総合評価方式について」を審議しているわけですね。そうすると、「(2) エ 入札制度の改正点」は報告事項ですので、そこでは、総合評価方式ではない改正点について説明してくださいという理解でよろしいですね。入札制度の改正点ですが、総合評価方式の改正点については、(1) 審議事項アと (2) 報告事項エが結構関連してくるのかなと思うのですが…

【事務局】

これは、前回いろいろと御質問等をいただいたものへの報告と県としてどういった対応をするかというのをお話しするという事で、総合評価の評価項目について、30年度から新たに公表するという部分については、入札制度の改正点でお話しすることではありますが、これまでの議論を受けて改正するものなので、その部分については、先に説明させていただいたところがございます。その他の総合評価の個別の部分につきましては、公開の場でもう一度説明させていただきたいと思います。

【委員】

分かりました。

では、価格逆転の資料がありましたが、価格逆転がありすぎるのも問題だとは思いますが、価格逆転そのものが問題なのではなく、それがきちんと評価されているかということが問題なのかなと思います。公平性を保ちながらも、競争性、透明性が確保された中で、きちんと評価されて、地元企業をどのように守っていくか、そのために総合評価方式をどうしたらよいかという議論になると思うのですが、今までの議事録をみると、山形の方式を見てみてくださいという話があったり、県の方から栃木県とか新潟県とかを参考にしながらというような言葉があったように思うんですね。これらの入札方法がどうなっているかというのは、何かありますか。

【事務局】

意見聴取の中で、専門工事業団体連合会からのお話しですが、地元の業者の活用を山形では厳しくやっているんで、そちらを調べてみてはというような御意見があって、調査はしているところですが、総合評価の中味とは別な話になります。

【委員】

栃木県とか新潟でしたっけ、総合評価や、指名競争入札等も含めて、広い意味でそういうことを調べるというような話はなかったですか。

【事務局】

入札制度改善ということで、全国的な状況はどうなっているかということ調査して、よりよい入札制度にしていくということでやっております。調査は終わっているわけではなくて、続けていくんですけども、これまでの調査を含めて、30年度から見直しできるようなものについてまとめたものが資料5に反映されています。

【委員】

資料5も総合評価方式にもかかわって、その報告事項といっても、いろいろと意見をいただくようなことになるのでしょうか。

いろいろご苦労されながら調べている途中だとは思いますが、何かを変えていこうと県の方も含めてみんなで一生懸命考えているところだと思うのですが、今の段階で、県の方ではこういう感じにしたらどうかなということはございますか。

【事務局】

総合評価の公表の有無に関しましては、今まで大項目だけを公表しておりましたが、ブラックボックス的な部分が多かったので、それについては、もう少し公表しようというのが、今のところの考えです。入札制度全般については、当然、これからも調査を継続していきますので、これが最終的なものだとは思っておりませんが、30年度からの見直しについては、資料5でお話しする内容を考えております。

【委員】

私は、こういったことに専門ではないので、逆にこういう問題点があるということ指摘してくださるとそれについてもっと深く考えられると思ったので、直接いつも関わっている方の考え方はどうなのかなと思ってお聞きしたのですが、もう少しよろしいですか。

低入札なのですが、それが、すごく低くてだめになってしまうのは仕方ないのですが、ぎりぎりで、基準価格になるケースが多くて、それが前回の議事録を見て、複数契約は認めないのかとか、幅はもっと引き上げてほしいとか、いろいろな御意見がありましたが、低入札価格で入札したところが最近問題となっているような印象を受けたのですけれども、幅を決めて、例えばそこを減点するとかそういうようなお考えはあるのでしょうか。

【事務局】

それにつきましては、資料5-1の2ページの4番、「評価項目『品質確保等の確実性』の新設について」ということを考えています。この間の意見聴取でも、低入札対策をもっと強化してほしいという要望であるとか、国の動向等であるとか、県での低入札の実施状況なども踏まえて、本県で30年度から新たに入れようとしている中味であります。

【委員】

これは、どんな点を評価するのか疑問が沸いたのですが、これは減点と考えてよろしいですか。

【事務局】

裏を返せば減点ですが、低入札でなければ、その業者は品質確保の確実性が高いということで、7点を加点するものです。

【委員】

そういうことですか。難しいですね。ここで指名競争入札も含めてみんなで検討していくということは…。

【事務局】

前回の委員会の価格逆転の説明の中で、価格逆転そのものよりもいわゆる総合評価方式のあり方というものに対していろいろな意見が出たわけですね。それに対しての説明という形で今回は、このような資料が出てきたということになるわけです。それを受けて30年度からの総合評価方式の見直しというものを、とりあえずはこのようにやってみようじゃないかということで、県の

方でお考えになったという理解でよろしいかと思うのですけれども、ですので、これがゴールでもないでしょうし、当然これからも変化があると思うのですけれども、この委員会だけではなくて、県としても考えた中での30年度からはこういう風にやってみようじゃないかということで、資料5の方で細かく説明されるかと思うのですけれども、いかがですか。

【事務局】

県として、毎年、入札制度の不具合があるところは当然改善していかなければならないという考えをもっております。そういった中で、今年度もこの委員会の中で議論していただきましたし、あるいは、秋口には、団体の方の御意見も頂戴しまして、やれる部分からやっという考えがございます。そういった中で、総合評価方式については後ほど詳細に説明させていただきますが、やれる部分については改正する。あるいは、直接的な入札制度ではないのですが、これも後ほど説明させていただく、元請下請関係ですね、こういったところでは、社会状況の変化もあるところですから、そういった所では、変更を促すような改正を考えております。

それから、他県の調査につきましては、なかなか事務が間に合っていないところもあるのですが、そういった調査をかけていますので、調査を踏まえながら、全体を見渡して改善していく部分があれば、適宜改善していきたいと考えております。

【委員】

くどくなるようですが、3月と書いてあるので、まだ決まってないということなのですか。このように決まりましたということなのかお聞きしたいのですが。

【事務局】

正式には、関係する要綱・要領等の決裁を受けて決定となるので、まだ正式に改正が済んでいるということではないです。

【委員】

正式に改正がされて、4月から実施されるということで、これはいわば草案みたいなものなのですか。

【事務局】

今のところの御報告であり、県の考えを、監視委員会の方に諮問させていただいて、特に問題ないということであれば、このまま進める予定でおります。

【委員】

この間の聴き取りのときに、回答してくださった代表者の方の、私の記憶違いかもしれませんが、私、秋田と聞いたような気がしたのですけれども、秋田ではありませんか、山形ですか。あのときわざわざ山形と具体例を出しておっしゃったのが、山形のやり方は、福島と違うと。全国的なことを調べてどうこうということではなくて、具体例をあげられておっしゃったからには、意味があると思うのですね。なので、他がどうなのかではなくて、まずはそこがどうなのか調べてほしいと思います。

【事務局】

山形、宮城については、直接聴き取りはしました。しかし、いただいた御意見のようなことはやっていないというような御回答でした。調査中というのは、一切手をつけていないということではなくて、山形、宮城など近県の下請の状況は調べたところですが、そのような状況だったものですから、もう少し詳しく調べていきたいと思います。

【委員】

そうですね。当然独禁法等に違反するようなことはもちろんできないわけで、合法的でなければいけないわけですから、その範囲の中においてですけれども、この間お話しをされた代表の方が勘違いされているのであれば、それは仕方ないですけれども、勘違いでないとするれば、なぜそういう話が出たのかというのは、必ずしも公式なことでもなくとも、掘り下げてやっていただきたい。というのは、復興事業のピークを過ぎまして、建設業が非常に苦しい状況に舞い戻ってしまったということを肌で感じているわけでありまして。そのときに、建前論でやるのではなくて、もっと掘り下げて、親身になって考えないと、建設業がどうするようになるという前に、建設業というのが産業の一角であると同時に、私たち県民の基盤を維持する役割を担っていらっているわけですから、それがもし非常に厳しい状況になって、廃業が多くなるということになりますと、それは直接県民の生活にダメージを与えることになると思うのです。ですから、そのところは探っていくというか、考えていただけるとありがたいと思います。

【委員長職務代理者】

議論がずいぶん大きくなってしまった感じがするのですが、とりあえず、この議論の取っかかりは、現行の総合評価方式に対して疑念があったという中で、それに対して県からこういう中味なのですということで説明を受けたと思うんですね。それに対して委員としてどう考えるかと言う部分と、それから資料5-1に議論が大分飛んでいるんですけれども、資料5の方は、30年度からの将来の制度のもので、ここを一緒に議論するとなかなか結論が出ないのかなという気がします。委員会としてどのように持っていけばいいかというところですが、県の方で何か。

【事務局】

今、各委員から御意見がありましたとおり、あるいは、高野委員からもお話しがありましたとおり、資料1と資料5-1は関連性があって、先ほどの説明も資料5-1の説明が中途半端でありますので、よろしければ、ここの議論は一旦閉じて、先に進めていただいて、資料5の説明の中で、改めて総合評価の資料の説明もございますので、そのようなことで、進めていただければと思うのですけれども。

【委員長職務代理者】

それでは、ここで一旦議論を閉じさせていただいて、審議事項これで一旦終了とさせていただきたいと思います。で、新たに議論する部分があれば、またそれは改めてという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、報告事項に移りますが、ここから公開での議事となりますので、事務局は、非公開部分の資料を回収して下さい。併せて、傍聴者・報道機関に入室を許可してください。

《非公開審議終了》

—————ここから公開審議—————

(傍聴者、報道機関着席)

【高野委員】

では、次に、報告事項ア「県発注工事等の入札結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料2」、「資料2-1」により説明)

【高野委員】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

(質疑なし)

次に報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成29年8月～平成30年1月分)」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】 【入札用度課主幹兼副課長】

(「資料3」により説明)

【高野委員】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

(質疑なし)

【高野委員】

次に、報告事項ウ「県発注工事における元請下請関係の適正化について」です。(1)「平成29年度下請状況実地調査結果」及び(2)「建設業者の社会保険加入対策」について、関連する案件ですので、まとめて事務局から説明してください。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料4」、「資料4-1」、「資料4-1参考資料」により説明)

【高野委員】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

軽微な工事は除くとありますが、この軽微というのは、何か基準等があるのでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

ごく小規模な金額でいうと 100 万円未満ですと契約書をそもそも結ばない工事というのがございますので、そうしたものについては対象外とする予定でございます。

【高野委員】

他にございませんが。

次に、報告事項エ「平成 30 年度入札制度の改正点について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料 5」、「資料 5-1」により説明)

【高野委員】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【高島委員】

資料 5-1 の 1 の「地域密着型」については、地元企業の受注に配慮した大変いい案だと思います。ただ、そうなってくると今後は、地元の企業の間での競争の激化とか点数が固定化していくと、地元企業間での受注の格差が危惧されるかなというところで、その部分では新たな方策が必要かなという意見です。

それと質問ですが、2 ページ目の 4 の評価項目の件ですが、7 点の考え方について確認させてください。兼ね合いを考えて 7 点ということですが、どのあたりとの兼ね合いなのか具体的にお願いします。

【入札監理課長】

施工計画の適切性というのが、現状ですと 10 点満点で配点しているのですけれども、いろいろな計画を出していただいてそれを評価しての 10 点なので、それと同等以下というところと、他の県の点数などを見ながら 7 点が適切であろうということで設定しております。

【佐藤委員】

今回の総合評価方式の改正によって、発注者や住民コストなどに与える影響はどのくらいですか。

【入札監理課長】

コスト的には増える見込みはないと思います。4 番の評価項目「品質確保等の確実性」で、低入札の場合は、開札後に点数を変えるので、若干その部分で手間が増えます。ですが、低入札案件自体が減るということで、今まで低入札案件については、低入札価格調査をしていたのですけれども、業者も負担は減りますし、職員の手間も減るようになります。

【佐藤委員】

今後も改正に当たっては、行政コストを増やさないようにする、または減らすという観点も必要だと思います。厳密化ばかり求めてますと、行政コストが大きくなると思いますので、簡素化という視点も入れて考えてもらえたらと思って質問させていただきました。

【新城委員】

非常にいろいろ考えてくださった印象を持ちました。地域密着型の新設ということで、総合評価方式の中でまずは対応していこうというお考えに思いました。非常に地元を考えてくださっているのですが、先ほど高島委員からお話がありましたように、やはり地域間の企業の問題とか別な問題、元々問題となっていたような問題が起きないように、それというのは一番大切なことかと思いますが、是非これをまずは周知していただいて、その後の検証というか、きちんと次に繋げていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

【島田委員】

もともと業者さんが持っている県の評価のランクがあるかと思うのですが、こういうものに反映されるということはあるのでしょうか。

【入札監理課長】

それにつきましては、格付要件・地域要件というものがあまして、工事の工種によって、いくら以上のものはAランクの業者しか入れないとか、A,B,Cとか、AまたはBとか決められていますけれども、今回の見直しに何か影響を与えるものではございません。

【島田委員】

これは工事前の入札の評価ということですが、これは取るまでの評価なので、取ったら終わりですよね。それについての竣工時の評価というのは、なされるものなのですか。というのは、いろいろ提案をさせるわけですよね、それがその提案どおりになされているかの評価についてはなされているのでしょうか。

【入札監理課主幹】

工事をとった後の評価につきましては、先ほどお話ししましたが、技術提案が適正に履行されているかどうかを工事発注者、監督員がチェックしまして、理由がなく実施されないということになれば、工事成績評価の減点が行われます。工事成績評価は、総合評価でも過去の成績を評価する項目がありますので、入札の時の総合評価に反映させていくことになります。

【高野委員】

多分入札の段階で評価して後は知りませんよということに対しての危惧だと思うのですが、あくまでも業者を選定する段階での評価の項目ということで、当然その後の工事が進捗しますと、その中での工程管理については、県もそれなりにタッチして行って、別な評価基準の中で工事自体の成果物に対する評価をすることによって、次の入札の時の評価に影響が出てくるという理解でよろしいですね。

【島田委員】

その次に評価されるものについては、ここに記載はないのですか。

【入札監理課長】

資料5-1の5ページの表で、企業の技術力の工事成績に反映されるようになります。

【高野委員】

他にございますか。ないようですので、次に「各委員の意見交換」です。個別の案件の再確認でも、全体的なお話しでも結構ですが、どなたか発言なさる方はいらっしゃいますか。

【新城委員】

全く違う話なのですが、各建設事務所さんなどが工事を発注されるかと思いますが、これは随意契約にしようとか、これは入札にしようというのは、各建設事務所さんにお任せしているものでしょうか。

【入札監理課長】

最終的には、それぞれの発注機関の判断になります。

【新城委員】

それは、どこかに報告するということになるのですか。それともそれもないのでしょうか。

【入札監理課長】

随意契約については、報告があります。金額によって本庁まで上がるものもあれば、出先の出納室レベルでのものもあります。

【島田委員】

前回の会議の中で、専門工事業団体の方から、下請金額が低すぎて死にそうだという話がありましたが、よく聞く話ですので、それについての手当とかは何かあるのでしょうか。手が出せないのでしょうか。

【建設産業室長】

基本的には、元請と下請との間の民々の契約に基づくものですので、そこで話し合いをしていただくということになるのですが、契約を結んだ後で、契約どおり払われていないということであれば、建設工事紛争審査会というところがございまして、そちらの方で調停なりの申し立てができるという制度がございます。

【島田委員】

支払われないのではなくて、難しいのですかね。

【建設産業室長】

支払いが少ないからもう少し出しなさいということは、発注者の立場で言うことはできません。それはあくまでも会社間の民々での契約になります。契約を結んだ後で支払いがされない、あるいは逆に、契約どおりのものを作ってもらえないというものについては、申し立てをできる仕組みが設けられていますが、御質問のようなものに対してどう対応するのかと言われると、申し訳ないけれども民々に任せるしかないということになります。

【島田委員】

何度かそういう訴えを出してきたとおっしゃったので、大変だったなと思ったものですから。出てたんでしょうかね。

【建設産業室長】

紛争審査会には、しょっちゅう相談は上がってきておりまして、今も何件か動いています。

【高野委員】

他にありますか。なければ、「その他」ということで、委員の皆様から何かございますか。
(特になし)
なければ、事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【高野委員】

ただいま事務局から依頼のあった件について、皆様から御意見等ございますか。
(特になし)
ないようですので、事務局の案があればお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を申し上げます。
震災からの普及・復興にあたり、例えば、ふたば未来学園、ロボットテストフィールド、水産研究施設など大規模な施設建設が発注されておりますので、抽出テーマは「復旧・復興プロジェクト事業の大規模施設建築工事（関連工事を含む）における入札状況」、対象期間は「平成 28 年度及び平成 29 年度分」、抽出委員は、五十音順で、「島田委員、新城委員」ではいかがでしょうか。

【高野委員】

ただいまの事務局案について、いかがでしょうか。
(異議なし)
それでは、次回の抽出テーマは、「復旧・復興プロジェクト事業の大規模施設建築工事における入札状況（関連工事を含む）」、対象期間は、平成 28 年度及び平成 29 年度分とします。ま

た、抽出チームは、島田委員と新城委員を指名しますので、よろしく申し上げます。では、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から御連絡でございます。次回の委員会は6月の開催を予定しております。年度が明けて、4月になりましたら改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、「第67回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。